

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第一百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 宮城県仙台市の区域 二 秋田県仙北市の区域 三 千葉県成田市、東京都及び神奈川県<small>の区域</small></p> <p>四 新潟県新潟市の区域 五 愛知県の区域 六 京都府、大阪府及び兵庫県<small>の区域</small> 七 兵庫県養父市の区域 八 福岡県福岡市の区域 九 沖縄県の区域</p>	<p>一 千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県<small>の区域</small></p> <p>二 新潟県新潟市の区域 【新設】 三 京都府、大阪府及び兵庫県<small>の区域</small> 四 兵庫県養父市の区域 五 福岡県福岡市の区域 六 沖縄県の区域</p>